

福井県報

号外第42号
平成29年
8月18日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(九九・交通規制課) ……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第99号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

ただし、本改正にかかる交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。

平成29年8月18日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

別表第1(2)「通行を禁止する踏切」 大野警察署の表中

3 農道	中野第20号18番地4先 (赤根川J R橋西詰)	4月1日から 11月30日 まで	自動車(自動二輪車および小型特殊自動車を除く)
	J R越美北線 第1赤根踏切	12月1日から 翌年3月31日まで	車両

3 削 除

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 あわら警察署の表中

19 県道(福井加賀線)	温泉3丁目1004番地先交差点	県道を北進して市道へ右折する場合	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車および
--------------	-----------------	------------------	----------------------

を

				大型特殊自動車
19	県道(福井加賀線)	温泉3丁目903番地先交差点	県道を北進して市道へ右折する場合	終日 大型貨物自動車、特定中型貨物自動車および大型特殊自動車

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 鯖江警察署の表中

28	県道(鯖江清水線)	御幸町2丁目4番1号先交差点	県道を東進して県道を右折横断する場合	終日 車両
	市道		市道を南進して県道北側側道(一方通行路)へ右折する場合	
28	市道	御幸町2丁目4番1号先交差点	市道を南進して県道北側側道(一方通行路)へ右折する場合	終日 車両

改める。

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」 あわら警察署の表中

11	県道(芦原丸岡線)	二面第20号13番地の2先から温泉3丁目810番地先まで	約	810	30
11	県道(芦原丸岡線)	二面第20号13番地の2先から温泉3丁目903番地先まで	約	980	30

改める。

別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表中

1256	市道	大手1丁目5番22号先交差点に北東側から入ろうとするとき。			
1256	市道	大手1丁目5番22号先交差点に東側から入ろうとするとき。			

改め、同表に次のように加える。

1929	市道	舟橋黒竜1丁目119番地先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。			
1930	市道	二の宮3丁目24番14号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。			

1931	市道	灯明寺4丁目1505番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。			
1932	市道	大手1丁目7番7号先交差点に北東側から入ろうとするとき。			
1933	市道	日之出1丁目8番20号先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。			

別表第14「一時停止場所」 あわら警察署の表中

44	県道(芦原丸岡線)	温泉3丁目803番地先交差点に東側から入ろうとするとき。			
----	-----------	------------------------------	--	--	--

別表第14「一時停止場所」 鯖江警察署の表に次のように加える。

44	県道(芦原丸岡線)	温泉3丁目903番地先交差点に東側から入ろうとするとき。			
----	-----------	------------------------------	--	--	--

改める。

別表第14「一時停止場所」 越前警察署の表中

1032	市道	水落町1丁目17番18号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。			
------	----	-------------------------------------	--	--	--

別表第14「一時停止場所」 越前警察署の表中

309	市道	中央1丁目7番14号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。			
-----	----	-----------------------------------	--	--	--

別表第14「一時停止場所」 越前警察署の表中

309	市道	中央1丁目7番14号先交差点に北側から入ろうとするとき。			
-----	----	------------------------------	--	--	--

改め、同表に次のように加える。

926	市道	平出3丁目9番17号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。			
-----	----	-----------------------------------	--	--	--

別表第16(1)「駐車禁止場所(一般国道および駐車禁止する場所が2以上の警察署の管轄区域にわたる道路の区間)」の表中

福井	福井市	15	県道(福井加賀線)	灯明寺町第24号19番地先から	終日	車両	約18,000
福井	坂井市		県道(福井金津線)	吉崎2丁目(石川県境)			
あわら	あわら市		県道(福井金津線)	先まで			

別表第15(1)「駐車禁止場所(一般国道および駐車禁止する場所が1以上の警察署の管轄区域にわたる道路の区間)」の表中

福井	福井市	15	県道(福井加賀線)	灯明寺3丁目3511番地先から	終日	車両	約5,200
坂井	坂井市		県道(福井金津線)	春江町藤鷲塚40番地先まで			

改める。

別表第16(2)「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ)」 あわ

ら警察署の表中

16	県道(芦原丸岡線)	二面第20号13番地の2先から温泉3丁目810番地先まで片側(東側および南側を偶数月、西側および北側を奇数月として交互に実施する)	終日	自動車(自動二輪車を除く)	約820
----	-----------	---	----	---------------	------

を

16	県道(芦原丸岡線)	二面第20号13番地の2先から温泉3丁目903番地先まで片側(東側および南側を偶数月、西側および北側を奇数月として交互に実施する)	終日	自動車(自動二輪車を除く)	約980
----	-----------	---	----	---------------	------

に

改め、同表に次のように加える。

63	県道(福井金津線)	大溝3丁目18番6号先から吉崎(石川県境)先まで	終日	車両	約10,200
----	-----------	--------------------------	----	----	---------

別表第21「信号機設置場所」 鯖江警察署の表中

139	市道	水落町1丁目17番18号先	西山公園野球場西方
-----	----	---------------	-----------

を

139	削除
-----	----

に

改める。

別表第21「信号機設置場所」 越前警察署の表中

163	市道	平出3丁目9番17号先	平出3丁目
-----	----	-------------	-------

を

163	削除
-----	----

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 福井警察署の表中

75	市道	三郎丸1丁目1411番地先(西藤高公民館前)	単路	1
----	----	------------------------	----	---

を

75	削除
----	----

に、

192	県道(福井停車場勝見線)	手寄1丁目1番3号先(竹内方前)	交差点	1
-----	--------------	------------------	-----	---

を

193 県道(福井停車場勝見線)

手寄1丁目1番1号先(京福パーキング)

交差点

1

192	削除
-----	----

に、

193	削除
-----	----

320	市道	勝見1丁目14番23号先(木田橋北詰)	交差点	1
-----	----	---------------------	-----	---

を

320	削除
-----	----

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 福井南警察署の表中

305	その他道路(ゴルフ場敷地内道路)	荒谷町10字8番先(フォーレスト福井ゴルフ場敷地内道路)	交差点	1
-----	------------------	------------------------------	-----	---

を

305	削除
-----	----

に

改め、同表に次のように加える。

631	市道	若杉1丁目2008番地(若杉中央公園北)	交差点	1
-----	----	----------------------	-----	---

632	市道	荒谷町9号9番地1(荒谷北)	交差点	1
-----	----	----------------	-----	---

633	市道	帆谷町第4号3番地(帆谷町)	交差点	1
-----	----	----------------	-----	---

別表第22「横断歩道設置場所」 越前警察署の表中

441	市道	平出3丁目9番17号先(平出3丁目)	交差点	2
-----	----	--------------------	-----	---

を

441	市道	平出3丁目9番17号先(平出3丁目)	交差点	3
-----	----	--------------------	-----	---

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 敦賀警察署の表に次のように加える。

493	市道	野神12号16番地先(学校給食センター前)	交差点	1
-----	----	-----------------------	-----	---

別表第32「路線バス等優先通行帯設置区間」 福井警察署の表中

8	市道	幾久町第9号16番地先から町屋3丁目14番20号先まで	約600	終日	バス
---	----	-----------------------------	------	----	----

	左側端から数えて1番目の車両通行帯 (南進および北進)			
8	削除			

改める。

高速自動車国道 別表第1(2)「指定方向以外の進进行を禁止する場所」の表中

162	自動車専用道路 一般国道158号 (勝山ICオランプ)	鹿谷町杉俣24字大谷下 11番先交差点	大野方面オランプを北西	終日	自動車
			進して上志比方面オランプへ左折する場合		
			上志比方面オランプを北西進して大野方面オランプへ右折する場合		

を

162	自動車専用道路 一般国道158号 (勝山ICオランプ)	鹿谷町杉俣24字大谷下 11番先交差点	大野方面オランプを北西進して上志比方面オランプへ左折する場合	終日	自動車
			上志比方面オランプを北西進して大野方面オランプへ右折する場合		

に

改める。

高速自動車国道 別表第2「最高速度を指定する区間」の表中

132	自動車専用道路 一般国道158号 (永平寺IC上志比方面オランプ)	永平寺町谷口48字堂谷 30番4先から 永平寺町谷口5字池ノ谷 65番1先まで	約380	40	自動車	終日

を

132	自動車専用道路 一般国道158号 (永平寺IC上志比方面オランプ)	永平寺町谷口48字堂谷 30番4先から 永平寺町谷口5字池ノ谷 65番1先まで	約380	40	自動車	終日

に

改める。

平成二十九年八月十八日印
平成二十九年八月十八日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七

福井県 株式会社印刷所

0291-3311番